令和 ８ 年　４月　２３日

保護者の皆様へ

あおぞら総社
園長　水野　直美

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	161,249	222,089	222,089	222,089	222,999	222,999	222,089	221,249	221,249	223,249	221,249	230,399
		3歳児	161,249	159,349	159,349	159,349	160,259	160,259	159,349	158,509	158,509	160,509	158,509	167,659
		4歳以上児	140,289	138,389	138,389	138,389	139,299	139,299	138,389	137,549	137,549	139,549	137,549	146,699
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	239,710	239,690	239,590	239,510	239,500	239,490	239,460	239,430	239,410	239,660	239,410	248,500
	短時間		234,560	234,540	234,440	234,360	234,350	234,340	234,310	234,280	234,260	234,510	234,260	243,350
	標準時間	1･2歳児	158,580	158,560	158,460	158,380	158,370	158,360	158,330	158,300	158,280	158,530	158,280	167,370
	短時間		153,330	153,310	153,210	153,130	153,120	153,110	153,080	153,050	153,030	153,280	153,030	162,120
	標準時間	3歳児	79,330	79,310	79,210	79,130	79,120	79,110	79,080	79,050	79,030	79,280	79,030	88,120
	短時間		73,990	73,970	73,870	73,790	73,780	73,770	73,740	73,710	73,690	73,940	73,690	82,780
	標準時間	4歳以上児	59,260	59,240	59,140	59,060	59,050	59,040	59,010	58,980	58,960	59,210	58,960	68,050
	短時間		53,880	53,860	53,760	53,680	53,670	53,660	53,630	53,600	53,580	53,830	53,580	62,670

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	3,430	4,900	4,900	4,410	4,900	4,650	4,410	4,900
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

令和8年4月23日

保護者の皆様へ

あおぞら総社
園長　水野直美

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について（分園）

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が分園を利用した際に、前橋市から分園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に分園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「分園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	252,268	252,268	308,268	305,828	303,698	305,828	301,848	303,698	305,828	301,768	298,198	315,638
		3歳児	252,268	252,268	246,038	243,598	241,468	243,598	239,618	241,468	243,598	239,538	235,968	253,408
		4歳以上児	231,468	231,468	225,238	222,798	220,668	222,798	218,818	220,668	222,798	218,738	215,168	232,608
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	232,360	232,340	232,310	232,340	232,290	232,260	232,240	232,230	232,190	232,410	229,870	241,200
	短時間		228,430	228,410	228,380	228,410	228,360	228,330	228,310	228,300	228,260	228,480	225,980	237,270
	標準時間	1･2歳児	151,890	151,870	151,840	151,870	151,820	151,790	151,770	151,760	151,720	151,940	150,200	160,730
	短時間		147,960	147,940	147,910	147,940	147,890	147,860	147,840	147,830	147,790	148,010	146,310	156,800
	標準時間	3歳児	73,080	73,060	73,030	73,060	73,010	72,980	72,960	72,950	72,910	73,130	72,280	81,920
	短時間		69,320	69,300	69,270	69,300	69,250	69,220	69,200	69,190	69,150	69,370	68,560	78,160
	標準時間	4歳以上児	53,150	53,130	53,100	53,130	53,080	53,050	53,030	53,020	52,980	53,200	52,550	61,990
	短時間		49,420	49,400	49,370	49,400	49,350	49,320	49,300	49,290	49,250	49,470	48,860	58,260

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	3,430	4,650	4,900	4,160	4,900	4,650	4,410	4,900
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900